

公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程

平成19年4月1日

規程第53号

改正 平成19年11月22日規程第108号
平成20年1月23日規程第1号
平成20年4月1日規程第24号
平成20年10月1日規程第41号
平成21年1月28日規程第5号
平成21年10月1日規程第32号
平成22年10月5日規程第22号
平成27年3月31日規程第4号
平成28年1月25日規程第3号
平成28年10月21日規程第25号
平成28年12月12日規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学が徴収する下関市立大学（以下「本学」という。）の授業料、入学金、入学検定料及び聴講料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学検定料の額及び納入期限)

第2条 本学の入学試験を受けようとする者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料の額及び納入期限は、別表第1のとおりとする。

(入学金の額及び納入期限)

第3条 本学の入学の許可を受けようとする者は、入学金を納付しなければならない。

2 入学金の額及び納入期限は、別表第2のとおりとする。ただし、本人又はその配偶者若しくは親（実父母及び養父母をいう。）が入学の前年の4月1日から引き続き下関市内に住所を有すると住民票等により理事長が認めた者の入学金の額は、同表に定める額の半額とする。

(授業料の額及び納入期限)

第4条 本学に入学した者は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料は、年額を4月から9月まで（以下「前期」という。）及び10月から3月まで（以下「後期」という。）に区分して納付しなければならない。

3 授業料の額及び納入期限は、別表第3のとおりとする。

4 経済学部¹に在学する者のうち、下関市立大学学則（平成19年規則第1号。以下「学則」という。）第14条第1項に規定する標準修業年限（以下「学部標準修業年限」という。）を超えて計画的に履修することが認められた期間（別に定めるところにより期間の延長が認められた場合は、当該認められた延長後の期間。以下「学部長期履修期間」という。）にわたり教育課程を履修する者の授業料の年額は、経済学部の授業料の年額（前項に規定する前期の授業料の額と後期の授業料の額を合算した額をいう。第6条の2において同じ。）に学部標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を学部長期履修期間の年数で除した額（その年額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする）

る。)とする。

- 5 大学院に在学する者のうち、下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第8条第1項に規定する標準修業年限（以下「大学院標準修業年限」という。）を超えて計画的に履修することが認められた期間（別に定めるところにより期間の延長が認められた場合は、当該認められた延長後の期間。以下「大学院長期履修期間」という。）にわたり教育課程を履修する者の授業料の年額は、大学院の授業料の年額（第3項に規定する前期の授業料の額と後期の授業料の額を合算した額をいう。第6条の2において同じ。）に大学院標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を大学院長期履修期間の年数で除した額（その年額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（聴講料の額及び納入期限）

第5条 科目等履修生及び特別聴講学生は、聴講料を納付しなければならない。

- 2 聴講料の額及び納入期限は、別表第4のとおりとする。

（授業料の徴収）

第6条 授業料は、出席の有無にかかわらず徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その間の授業料は、徴収しない。

- (1) 休業が、前期授業開始日から前期授業終了日までの期間又は後期授業開始日から後期授業終了日までの期間にわたるとき。
- (2) 休学が、前期授業開始日から前期授業終了日までの期間又は後期授業開始日から後期授業終了日までの期間にわたるとき。
- (3) 伝染病を有する疾病のため出席停止が、前期授業開始日から前期授業終了日までの期間又は後期授業開始日から後期授業終了日までの期間にわたるとき。

（長期履修学生に係る授業料の特例）

第6条の2 第4条第4項の規定により授業料の年額が定められた者が学部長期履修期間を短縮することを認められる場合には、同項の規定にかかわらず、経済学部の授業料の年額に学部標準修業年限を乗じて得た額を当該者の学部長期履修期間に納付すべき額とする。

- 2 第4条第5項の規定により授業料の年額が定められた者が大学院長期履修期間を短縮することを認められる場合には、同項の規定にかかわらず、大学院の授業料の年額に大学院標準修業年限を乗じて得た額を当該者の大学院長期履修期間に納付すべき額とする。

- 3 前2項の規定により学部長期履修期間又は大学院長期履修期間を短縮することを認めた場合の授業料の徴収方法その他授業料の徴収に関し必要な事項は、理事長が定める。

（授業料未納者に対する処置）

第7条 授業料を納入期限までに納付しなかった者が督促を受けた日から60日以内になお納入しないときは、当該納入しない者を除籍することができる。

- 2 第9条の規定により分納又は徴収猶予の決定を受けた者がその納入期限

までに納入しないときは、当該納入しない者を除籍することができる。

(授業料等の減免)

第8条 理事長は、特別の事情があると認める者については、授業料等を減免することができる。

2 授業料等の減免については、別に定める。

(授業料の分納及び徴収猶予)

第9条 理事長は、特別の事情があると認める者については、授業料を分納させ、又は徴収猶予することができる。

2 授業料の分納及び徴収猶予については、別に定める。

(授業料等の不還付)

第10条 既納の授業料等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第2条の規定により入学検定料を納付し、願書の提出を行わなかった者が、返還の申し出をした場合に限り、当該入学検定料を全額還付する。

(2) 第2条の規定により入学検定料を納付し、願書の提出を行った者が大学入試センター試験受験科目の不足等による無資格者であるときは、その者が返還の申し出をした場合に限り、当該入学検定料のうち13,000円を還付する。

(3) 第6条各号の規定に該当する者又は退学及び除籍等の事由により前期授業開始日から前期授業終了日までの期間若しくは後期授業開始日から後期授業終了日までの期間において本学に在籍しない者が授業料を納付した場合は、当該授業料を全額還付する。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度における学生の前期授業料の納入期限は、理事長が別に定める。

附 則 (平成19年11月22日規程第108号)

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

附 則 (平成20年1月23日規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第24号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日規程第41号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月28日規程第5号)

この規程は、平成21年1月28日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程附則第3項及び第4項の規定は、平成21年度入学者の入学金について適用する。

附 則（平成21年10月1日規程第32号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年10月5日規程第22号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第54号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月25日規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月21日規程第25号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日規程第26号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

		入 学 検 定 料	
区 分		金 額	納 入 期 限
学 生	経 済 学 部	17,000円	入学願書提出の際
	大 学 院	30,000円	
研 究 生		9,800円	

別表第2（第3条関係）

		入 学 金	
区 分		金 額	納 入 期 限
学 生	経済学部	282,000円	入学手続書類 提出の際
	経済学部（一般選抜試験成績優秀者）	141,000円	
	経済学部（編入学）	141,000円	
	大学院	282,000円	
	大学院（転入学）	141,000円	
研究生		84,600円	

備考

- 1 一般選抜試験成績優秀者は、下関市立大学入学選抜に関する規程（平成19年規程第63号）第6条の規定により実施する前期日程及び公立大学中期日程の合格者のうち、入学試験の成績が特に優秀であると理事長が認めた者とする。
- 2 編入学は、学則第23条の規定により編入学する者とする。
- 3 転入学は、大学院学則第14条の規定により転入学する者とする。
- 4 研究生は、大学院学則第37条の規定により入学する者とする。

別表第3（第4条関係）

		授 業 料		
区 分		金 額		納 入 期 限
学 生	経 済 学 部	前期	267,900円	4月26日
		後期	267,900円	10月26日
	大 学 院	前期	267,900円	4月26日
		後期	267,900円	10月26日

研 究 生	前期	178,200円	4月26日
	後期	178,200円	10月26日

備考 納入期限が日曜日若しくは土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日を当該納入期限とする。

別表第4（第5条関係）

聴 講 料		
区 分	金 額	納入期限
科目等履修生	1単位につき14,800円	履修の許可を受ける際
特別聴講学生		